生息環境の改変は生じないことなどから影響は軽微であると評価されている。同じく準絶滅危惧として掲載されているハイタカの飛翔及びチュウサギの生息が確認されているが、本件起業地周辺には同様の生息環境が広範囲に分布することなどから、影響は軽微であると評価されている。植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミクリの生育が確認されたが、本件事業により直接改変される区域外であるため、影響は軽微であると評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が42箇所存在するが、このうち17箇所については発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺物は確認されていない。起業者は引き続き残る25箇所についても福岡県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、北九州都市圏と京築地方とを結ぶ高速交通ネットワークを形成し、一般国道10号の交通混雑の緩和等を図ることを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成８年10月30日に都市計画決定され、平成13年10月１日に変更決定された都市計画と道路規格、車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本件事業の事業計画は４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、本件事業については、都市計画決定された区域の範囲内において、取得必要面積及び支障物件、土工量、トンネル及び橋梁の施工延長、事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道、町道、農業用道路及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、北九州都市圏と京築地方とを結ぶ高速交通ネットワークの整備が必要と認められるとともに、できるだけ早期に一般国道10号の交通混雑の解消等を図る必要があると認められる。

また、北九州市長を会長とする東九州軸地方都市圏連携推進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県京都郡苅田町役場、行橋市役所及び同郡みやこ町役場

○国土交通省告示第千二百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三聞ノ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地の存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百六十一号で指定した土地の区域を除く。）

高知県高岡郡津野町

字橘谷　二三三一番二　一号

二三三一番三　二号

字角割場　二三五〇番四　三号及び四号

字榎佐古　八八六番　五号から七号まで

八八八番　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川敷及び道路のうちその接している区間の第千二百八十二号で指定した土地の区域を除く。）

高知県高岡郡津野町芳生野

字黒岩　丙一二六四八番及び丙一六四九番

字永野地　丙一二七六七番

丙一二七六八番三

丙一二七七〇番

丙一二七七一番一及び丙一七七二番一

丙一二七七二番から丙一七七四番まで

丙一二七七五番一から丙一七七五番三まで

丙一七七番一から丙一七七番三まで

丙一二七七八〇番及び丙一七八一番

丙一二七七八三番

丙一二七七八五番及び丙一七八六番

丙一二七七八九番及び丙一七九〇番

丙一二七七九二番

丙一二七七九四番

丙一二七七九九番一

丙一二八〇四番一及び丙一八〇四番二

丙一二八〇四番五

丙一二八〇六番一及び丙一八〇六番二

丙三八五五番一及び丙三八五六番二

丙三八五七番一から丙三八六一番まで

字大平　丙三八六一番一から丙三八六二番三まで

丙三八六二番一から丙三八六三番から丙三八六五番まで

丙三八六六番一

丙三八六六番三及び丙三八六六番四

丙三八六七番から丙三八七一番まで

丙三八七三番から丙三八七五番まで

丙三八七六番一及び丙三八七六番二

丙三八七七番

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白井谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川敷及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

高知県高岡郡檮原町茶や谷

一一九六番

一一九八番から二〇〇番まで

二三三番から二三六番まで

二四二番及び二四三番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県高岡郡檮原町茶や谷

一一九一番　一号及び二号

一一九六番　三号

二四二番　四号から六号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

サキ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川敷及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

高知県高岡郡檮原町飯母

二二九八三番三

二二九八五番から二二九八番まで

二二九九四番から三〇〇一番まで

三三〇〇七番及び三〇〇八番

三三一〇一番一及び三一〇一番二

三三一〇二番から三一一三番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）